

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年12月26日
【発行者の名称】	株式会社aero lab international (aero lab international Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鼓呂雲 健造
【本店の所在の場所】	大阪府八尾市空港二丁目12番地
【電話番号】	072-990-1232（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役マネジメントコントロール長 松本 章吾
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社aero lab international https://aerolab.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第11期 (中間)	第12期 (中間)	第10期	第11期
決算年月	2024年 9 月	2025年 9 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高 (千円)	1, 529, 568	1, 827, 911	2, 134, 456	4, 250, 265
経常利益 又は経常損失 (△) (千円)	127, 105	47, 645	△86, 919	83, 338
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 又は親会社株主に帰属す る当期純損失 (△) (千円)	83, 972	34, 461	△26, 329	57, 733
中間包括利益又は包括利益 (千円)	83, 972	34, 430	△25, 228	57, 733
純資産額 (千円)	147, 069	155, 260	63, 096	120, 830
総資産額 (千円)	389, 437	973, 986	533, 758	2, 453, 861
1株当たり純資産額 (円)	452. 52	477. 73	194. 14	371. 79
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	-	-	-	-
1株当たり中間(当期)純利 益又は当期純損失 (△) (円)	258. 38	106. 04	△81. 01	177. 64
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	37. 76	15. 94	11. 82	4. 92
自己資本利益率 (%)	79. 91	24. 96	△34. 78	62. 78
株価収益率 (倍)	-	15. 3	-	9. 1
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△34, 815	△34, 678	60, 005	△138, 636
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△89, 025	△15, 025	16, 803	△101, 340
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	27, 270	76, 396	△10, 210	141, 864
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	6, 827	32, 373	96, 293	8, 519
従業員数 (名)	23	26	23	24

- (注) 1. 当社は第11期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 第10期の売上高には、免税事業者に該当する連結子会社に限り、税込方式を採用しており、消費税等が含まれております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。
4. 第11期(中間)及び第11期並びに第12期(中間)の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については潜在株式が存在しないため、また、第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率は、第11期(中間)及び第10期については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

7. 第10期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査法人やまぶきの監査を、また、第11期の連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき監査法人やまぶきの監査を受けております。
8. 第11期（中間）の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき監査法人やまぶきの期中レビューを、また、第12期（中間）の中間連結財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき監査法人やまぶきの期中レビューを受けております。
9. 2024年12月10日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は当期純損失（△）を算定しております。
10. 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は当期純損失（△）を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりです。

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) aero lab Korea Inc.	大韓民国京畿道始興市	千ウォン 100,000	航空機販売 その他付随事業	100	従業員の出向 資金の貸付

- (注) 1. 当社は、韓国国内でのジェネラルアビエーション向け航空機の整備作業及び修理作業の受注、また航空機販売の販路拡大を目的として、2025年7月14日にaero lab Korea Inc. を設立しております。
2. 連結子会社であるaero lab Korea Inc. は特定子会社に該当します。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
航空機販売その他付随する事業	26
合計	26

- (注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
25	44.0	3.5	8,391

- (注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 臨時従業員数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、基準時間外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、アメリカの輸入関税強化に伴う世界景気の減速懸念が強まるなか、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東情勢、中国の景気低迷などの継続する地政学的リスクや、円安による輸入コスト上昇等の為替リスクなどの影響を受け、先行きを引き続き注視していく必要があります。

このような事業環境の中、当社グループでは韓国の営業拠点など海外市場での受注拡大に向けた営業体制の強化を進めるとともに大型の機体販売案件の営業に注力し、順調に受注を獲得して参りました。

この結果、売上高は1,827,911千円（前年同期比19.5%増）、営業利益は61,127千円（前年同期比53.3%減）、経常利益は47,645千円（前年同期比62.5%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は34,461千円（前年同期比59.0%減）となりました。

売上高を主な製商品及びサービス内容別に示すと次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別情報の記載を省略しております。

（単位：千円）

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前年同期比
航空機販売	1,368,361	1,422,424	4.0%
その他付随する事業	161,206	405,487	151.5%
合計	1,529,568	1,827,911	19.5%

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）の残高は32,373千円（前連結会計年度末比23,853千円増）となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は34,678千円となりました。これは主に、売上債権の減少1,523,801千円、預り金の増加191,462千円、未払又は未収消費税等の増減額116,096千円、税金等調整前中間純利益51,812千円及び棚卸資産の減少37,654千円があったものの、仕入債務の減少1,775,413千円、前渡金の増加122,341千円及び前受金の減少57,313千円があったことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は15,025千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出22,394千円があったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は76,396千円となりました。これは長期借入金の返済による支出20,904千円があったものの、長期借入れによる収入97,300千円があったことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における主な製商品及びサービス内容別の生産実績は次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別情報の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	生産高(千円)	前年同期比(%)
航空機販売	－	－
その他付随する事業	173,162	35.4
合計	173,162	35.4

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 航空機販売については、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における主な製商品及びサービス内容別の受注実績は次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
航空機販売	1,401,799	2.4	－	－
その他付随する事業	374,521	176.7	82,241	613.4
合計	1,776,321	18.1	82,241	613.4

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における主な製商品及びサービス内容別の販売実績は次のとおりです。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

主な製商品及びサービス内容	販売高(千円)	前年同期比(%)
航空機販売	1,422,424	4.0
その他付随する事業	405,487	151.5
合計	1,827,911	19.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
オオノ開発株式会社	－	－	501,563	27.4
有限会社ヘルスサポート	－	－	500,000	27.4
Nik's Aircraft LLC	－	－	296,811	16.2
株式会社THKホールディングス	631,886	41.3	－	－
株式会社エス・ケイ通信	605,046	39.6	－	－

(注) 前中間連結会計年度のオオノ開発株式会社、有限会社ヘルスサポート及びNik's Aircraft LLC並びに当中間連結会計年度の株式会社THKホールディングス及び株式会社エス・ケイ通信は、割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2025年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること

及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
株式会社 aero lab international (当社)	大阪航空局	大阪府中央区大手前3-1-41	阪空理許第2527号	2025年3月27日	2025年4月1日～ 2026年3月31日 (使用許可期間満了2カ月前までの更新申請)	航空機格納庫及び整備事業所敷地(国有財産)の賃借許可 区分：土地 所在：大阪府八尾市木ノ本 面積：1,629.08㎡

6 【研究開発活動】

当社グループは、航空機の整備及び改造の技術を活かし、革新的将来宇宙輸送システムに関する研究開発を進めております。具体的には、株式会社IHIエアロスペースとの共同により、ロケットエンジンを搭載した有翼実験機による飛行試験を進めており、有翼機によるサブオービタル飛行（注）に関する研究開発を行っております。本研究開発の結果等から、「サブオービタル飛行に関する官民協議会」（共同事務局：内閣府宇宙開発戦略推進事務局及び国土交通省航空局）において、サブオービタル機の往還飛行について、安全性を確保するとともに、民間事業者の計画的な技術開発に資する必要な環境整備について検討が進められています。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発費は発生しておりません。

（注）サブオービタル飛行

宇宙飛行は、サブオービタル飛行とオービタル飛行の2つの飛行形態に分類されます。サブオービタル飛行とは、「地上から出発し、高度100km程度まで上昇後、地上に帰還する飛行」と定義され、地上から打ち上げられ、宇宙に到達後、地球を周回せずに再び地上に降りてくる飛行を指します。他方で、オービタル飛行は、地上から打ち上げられ、地球の軌道を周回する飛行形態を指し、周回軌道に人工衛星を輸送する飛行形態がこれにあたります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は760,597千円となり、前連結会計年度末と比べ1,490,720千円減少しました。これは主に、前渡金が122,341千円増加したものの、売掛金が1,523,801千円、仕掛品が38,621千円減少したことによります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末の固定資産は213,389千円となり、前連結会計年度末と比べ10,846千円増加しました。これは主に車両運搬具等の有形固定資産が10,644千円増加したことによります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は614,810千円となり、前連結会計年度末と比べ1,576,948千円減少しました。これは主に、預り金が191,461千円増加したものの、買掛金が1,775,413千円減少したことによります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末の固定負債は203,916千円となり、前連結会計年度末と比べ62,644千円増加しました。これは長期借入金が62,644千円増加したことによります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は155,260千円となり、前連結会計年度末と比べ34,430千円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する中間純利益34,461千円の計上によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりです。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において計画中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計年度末現在発行数(2025年9月30日)(株)	公表日現在発行数(2025年12月26日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,300,000	975,000	325,000	325,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	1,300,000	975,000	325,000	325,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月1日 (注)	292,500	325,000	—	13,000	—	—

(注) 株式分割(1:10)によるものです。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
鼓呂雲 健造	大阪府八尾市	323,000	99.38
AVIATION REP株式会社	大阪府八尾市空港2-12	1,000	0.30
練馬建設工業株式会社	東京都新宿区市谷台町4-13 第2赤沢ビル2階	1,000	0.30
計	—	325,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 325,000	3,250	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	325,000	-	-
総株主の議決権	-	3,250	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年4月	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月
最高(円)	-	-	-	-	-	-
最低(円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2. 2025年4月から2025年9月については売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

- (2) 中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人やまぶきにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,519	32,373
売掛金	1,612,608	88,806
商品	1,614	1,901
仕掛品	40,359	1,738
原材料及び貯蔵品	2,233	2,913
前渡金	479,001	601,342
その他	106,980	31,521
流動資産合計	2,251,318	760,597
固定資産		
有形固定資産	134,889	145,533
投資その他の資産	67,653	67,855
固定資産合計	202,542	213,389
資産合計	2,453,861	973,986

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,830,870	55,457
1年内返済予定の長期借入金	35,892	49,644
未払法人税等	19,693	16,997
預り金	21,171	212,632
その他	284,130	280,078
流動負債合計	2,191,758	614,810
固定負債		
長期借入金	141,272	203,916
固定負債合計	141,272	203,916
負債合計	2,333,030	818,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,000	13,000
利益剰余金	107,830	142,292
株主資本合計	120,830	155,292
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	-	△31
その他の包括利益累計額合計	-	△31
純資産合計	120,830	155,260
負債純資産合計	2,453,861	973,986

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
売上高	1,529,568	1,827,911
売上原価	1,231,989	1,603,236
売上総利益	297,578	224,675
販売費及び一般管理費	※ 166,583	※ 163,548
営業利益	130,995	61,127
営業外収益		
受取家賃	364	243
その他	157	162
営業外収益合計	521	405
営業外費用		
支払利息	199	1,986
為替差損	4,211	11,835
その他	0	66
営業外費用合計	4,411	13,887
経常利益	127,105	47,645
特別利益		
固定資産売却益	-	4,167
特別利益合計	-	4,167
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税金等調整前中間純利益	127,105	51,812
法人税等	43,132	17,350
中間純利益	83,972	34,461
親会社株主に帰属する中間純利益	83,972	34,461

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
中間純利益	83,972	34,461
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	△31
その他の包括利益合計	-	△31
中間包括利益	83,972	34,430
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	83,972	34,430

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	127,105	51,812
減価償却費	7,946	5,204
返金負債の増減額(△は減少)	△84,182	△25,612
返品資産の増減額(△は増加)	54,359	18,012
支払利息	199	1,986
固定資産除売却損益(△は益)	0	△4,167
売上債権の増減額(△は増加)	94,827	1,523,801
棚卸資産の増減額(△は増加)	△11,598	37,654
仕入債務の増減額(△は減少)	△222,289	△1,775,413
前渡金の増減額(△は増加)	△18,551	△122,341
前受金の増減額(△は減少)	△5,390	△57,313
預り金の増減額(△は減少)	4,434	191,462
未払又は未収消費税等の増減額	2,986	116,096
その他	10,188	21,152
小計	△39,964	△17,664
利息及び配当金の受取額	11	60
利息及び保証料の支払額	△199	△4,048
法人税等の支払額	-	△13,026
法人税等の還付額	5,338	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	△34,815	△34,678
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41,272	△22,394
有形固定資産の売却による収入	-	8,399
長期投資の取得による支出	△47,823	-
その他	70	△1,029
投資活動によるキャッシュ・フロー	△89,025	△15,025
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	97,300
長期借入金の返済による支出	△2,730	△20,904
財務活動によるキャッシュ・フロー	27,270	76,396
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,105	△2,838
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△89,466	23,853
現金及び現金同等物の期首残高	96,293	8,519
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 6,827	※ 32,373

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当中間連結会計期間より、新たに設立したaero lab Korea Inc.を連結の範囲に含めております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
役員報酬	64,711千円	82,637千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
現金及び預金	6,827千円	32,373千円
現金及び現金同等物	6,827千円	32,373千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、航空機販売その他付随する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、航空機販売その他付随する事業を営んでおり、外部顧客への売上高を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
顧客との契約から生じる収益	1,524,783	1,823,066
その他の収益	4,784	4,845
合計	1,529,568	1,827,911

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	258.38円	106.04円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	83,972	34,461
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	83,972	34,461
普通株式の期中平均株式数(株)	325,000	325,000

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2024年12月10日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っておりますが、前中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。
3. 2025年6月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

株式会社aero lab international

取締役会御中

監査法人やまぶき

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平 野 泰 久

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤 木 真 喜

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社aero lab internationalの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社aero lab international及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することに

ある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。